

# 8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、令和4年8月1日（月）に発送します。

＜納期限＞令和4年8月31日（水）

## ＜ご利用になれる納付方法＞

①口座振替<sup>※1</sup>

②スマートフォン決済アプリでの納付<sup>※2※3※4</sup>

＜利用可能なアプリ＞au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ

③パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付<sup>※2</sup>

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

### 【ご注意】

- ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
- ・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
- ・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

④金融機関<sup>※5</sup>・郵便局の （ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM<sup>※2※6</sup>

⑤コンビニエンスストア<sup>※3</sup>

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブンイレブン テイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア  
ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア  
ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

⑥金融機関<sup>※5</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※1 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※2 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※3 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※4 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

※5 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※6 （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用いただけない場合があります。

## ＜留意事項＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、同感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所に相談ください。

## 個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

8月10日（水）までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

都税 Web口座振替

検索



Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただく下記お問合せ先までご連絡ください。

＜口座振替の問合せ先＞ 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）

## 省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。減免を受けるためには、個人事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください。  
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索



### 【お問合せ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



## 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

## 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

### 減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

### 減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など  
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。  
（不動産取得税を除く。）

### 減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受けられる場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <耐震化のための建替え>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

### <耐震化のための改修>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### 【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

### 【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

### 【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

## 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します

### 【減免対象】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得（ただし最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限る）

- ① 太陽光発電システム（※）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること

（※）助成対象のものに限る。

### 【減免される割合】

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）



主税局 HP



環境局 HP

- 減免を受けるには申請が必要です。  
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。  
詳しくは主税局HPをご確認ください。

## 都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**  
**②申告書の控え※（受付印のあるもの）**の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21  都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

# 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ **ダイレクト納付**が実現!!  
事前に登録した金融機関口座から  
指定した期日に税額を引き落とす  
ことができる納税方法です。

 税理士の方など代理人による  
納税手続きができます!!

○ **全国**の自治体に**一括**電子納税!!  
個人住民税（特別徴収分）や法人二  
税などが複数の地方公共団体に対し  
て、一度の操作で電子的に納税でき  
ます。

 納税事務の負担が軽減されます!!

## 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○ 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



## 個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から、一部の方については、納税通知書を9月以降に発送する可能性がありますのでご注意ください。

その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長（新型コロナウイルス感染症拡大防止及び e-Tax 接続障害関係）及び助成金等の税務上の取扱いについて」をご覧ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2021/kokuzei\\_encyo.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2021/kokuzei_encyo.html)



### 【別表】 令和4年8月～令和5年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限
8月	8月末	11月末
9月	9月末	11月末
10月	10月末	2月末
11月	11月末	2月末
12月	12月27日	2月末

送付月	納期限
1月	1月末
2月	2月末
3月	3月末

※期限が休日等の場合はその翌日となります。



**【個人事業税】**  
納税通知書の発送時期にご留意ください。



# 生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充について



## 【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

### 軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品などの償却資産に加え、下記の事業用家屋・構築物が対象になります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"><li>○取得価額が120万円以上であること</li><li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li><li>○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること</li></ul>
構築物	<ul style="list-style-type: none"><li>○取得価額が120万円以上であること</li><li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li><li>○販売開始日が14年以内であること</li><li>○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること</li></ul>

### 適用期間

事業用家屋及び構築物については、令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

### 特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。  
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

### 申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

### その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 生産性革命

検索



【件名】

## 法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

**時期**

**令和3年10月送付分から**

**対象者**

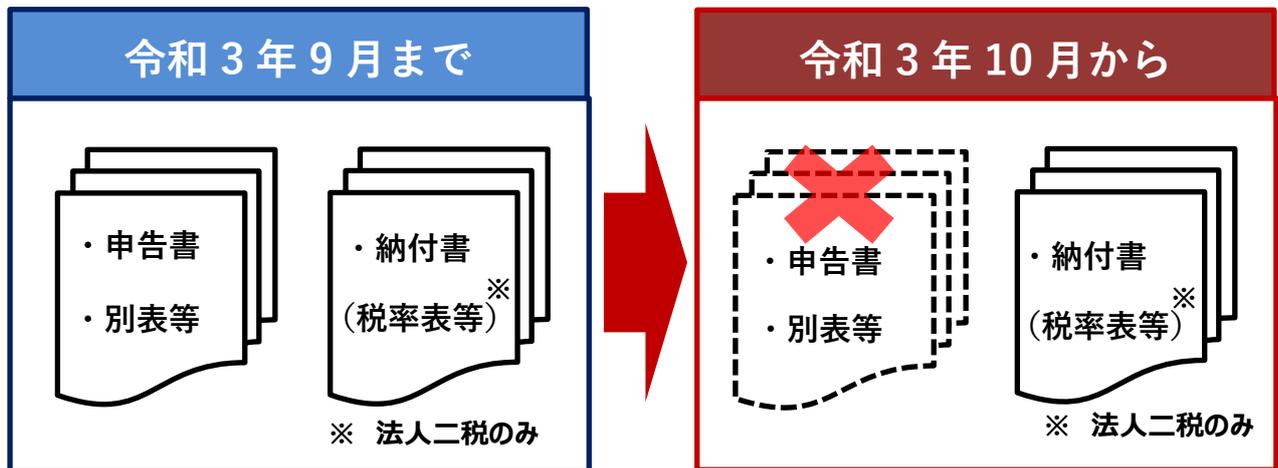
**電子申告利用事業者**

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

**変更点**

**申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。**

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP (法人二税チラシ)



主税局 HP (事業所税)



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

## 来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

### 申告

- ✓ 電子申告
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

### 申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

### 納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
  - ・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

### 証明の取得

- ✓ 郵送  
〒112-8787  
東京都文京区春日1-16-21  
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請  
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



## 利用できるアプリ(令和4年8月1日時点)



## 注意事項

- 領収証書は発行されません。
  - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
  - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

# 納税証明・評価証明の申請には

## 電子申請をご活用ください！

※納税義務者本人からの申請が対象です。（代理人申請不可）



自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます！

### ■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

### ■ 注意事項

- ・ パソコンから申請してください。（Windowsのみ、スマートフォン・タブレット端末不可）
- ・ 個人申請では、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。  
法人申請では、各種電子証明書とICカードリーダー（ICカード型証明書の場合）が必要です。
- ・ 証明は普通郵便にて送付します。（速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。）

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、  
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

# インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産・自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産・自動車	不動産等
	令和4年8月26日(金)13時～令和4年9月7日(水)23時	
入札期間	令和4年9月12日(月)13時～ 令和4年9月14日(水)23時	令和4年9月12日(月)13時～ 令和4年9月20日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産・自動車・不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報はホームページをご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

主税局ホームページ<公売情報><https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail\\_magazine.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html)

主税局 メールマガ

検索